

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

大量調理施設衛生管理マニュアルに係る疑義について（情報共有）

標記について、今般、茨城県より疑義照会がありました。

つきましては、別添のとおり共有させていただきますので、業務の御参考としていただきますようお願いします。

(別添)

健生食監発 0630 第 2 号
令和 8 年 6 月 30 日

茨城県保健医療部長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

大量調理施設衛生管理マニュアルに係る疑義について（回答）

令和 8 年 6 月 25 日付け生衛第 407 号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり

生 衛 第 407 号
令和 8 年 6 月 25 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

茨城県保健医療部長
(公 印 省 略)

大量調理施設衛生管理マニュアルに係る疑義について（照会）

大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号) の全般的な考え方について、一般的な衛生管理及び HACCP に沿った衛生管理を遵守していることを前提として、下記のとおり疑義が生じたので、ご教示くださいますようお願いいたします。

記

「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成 9 年 6 月 30 日付け衛食第 201 号、最終改正：令和 4 年 2 月 7 日）」において、中小規模調理施設における HACCP に沿った衛生管理について、衛生上支障がなければ、当該マニュアルを参考とし、各施設の実態に応じ、自ら衛生管理計画を作成し、管理することも可能であることとされているところ。

大量調理施設衛生管理マニュアルを適用する調理施設における HACCP に沿った衛生管理についても、中小規模調理施設と同様に、衛生上支障がなければ、当該マニュアルを参考とし、各施設の実態に応じ、自ら衛生管理計画を作成し、管理することも可能であることとして差し支えないか。